

組合保障が手厚くなりました！

平素は福井県理容生活衛生同業組合、全労済の共済活動にご理解賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、組合を通じてご請求いただけます保障をさらに充実いたしました。福井県理容生活衛生同業組合と全労済は、今後も組合員の皆さまが安心してお仕事できる環境づくりに励んでまいります。



【2018年6月以降の保障内容】

新設されました 生命保障	すべての死亡（加入者本人のみ）	30,000円	
	不慮の事故による死亡（加入者本人のみ）	40,000円	
	配偶者の死亡（事実婚・内縁関係含む）	20,000円	
	子の死亡（加入者本人の実子・養子・継子・およびこれらの配偶者）	10,000円	
	親の死亡（加入者および配偶者の実父母または養父母・継父母）	3,000円	
	重度傷害見舞金（加入者が所定の重度障がい状態となった場合にお支払いします。）	30,000円	
さらに手厚く！ 災害保障	火災等	最高100万円	
	自然災害	風水害等	最高30万円
		地震等	最高10万円
	同居親族の死亡（加入者本人は含みません）	10万円	

※災害保障は、全労済による審査にて20万円以上の被害が見受けられた場合、被害に応じた金額をお支払いします。
 ※上記保障は、共済金支払事由が発生した翌日より3年以内にご請求ください。（2018年6月1日以降の事由からご請求可能です。）

上記の事由に該当する場合は、組合もしくは全労済までご連絡ください。共済金お支払いの手続きを開始いたします。

福井県理容生活衛生同業組合（0776-61-2443）
 全労済福井推進本部（0776-26-6187） 平日9：00～17：00

新しく組合員になれる方へ（出資金について）全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて次のとおりお支払いしています。【掛金の払込方法】月払いの場合：1,200円（毎月100円×12ヵ月）、半年払いの場合：1,000円（1回500円×2回）、年払いの場合：1,000円（1回のみ）、一時払いの場合：1,000円（1回のみ）※マイカー共済のみ：月払い・年払いの場合ともに1,000円（1回のみ）

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県全労済にお問い合わせください）。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただけて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済福井推進本部

（福井県労働者共済生活協同組合連合会）